

第31期 組合会議員選挙を実施します

11月上旬

当組合の予算・決算の決定や定款・規則の変更等の重要事項は、議決機関である「組合会」で決定されます。この組合会は地方公共団体における議会に相当するもので、市町村長の代表者10人と市町村長以外の組合員から選出される代表者10人の合計20人の組合会議員で組織されています。

現在の第30期組合会議員は、本年11月30日をもって任期満了となることから、第31期組合会議員選挙を11月上旬に実施します。

組合会議員の任期は、令和4年12月1日から令和6年11月30日までの2年間となり、当組合の重要事項を決定していただくこととなります。

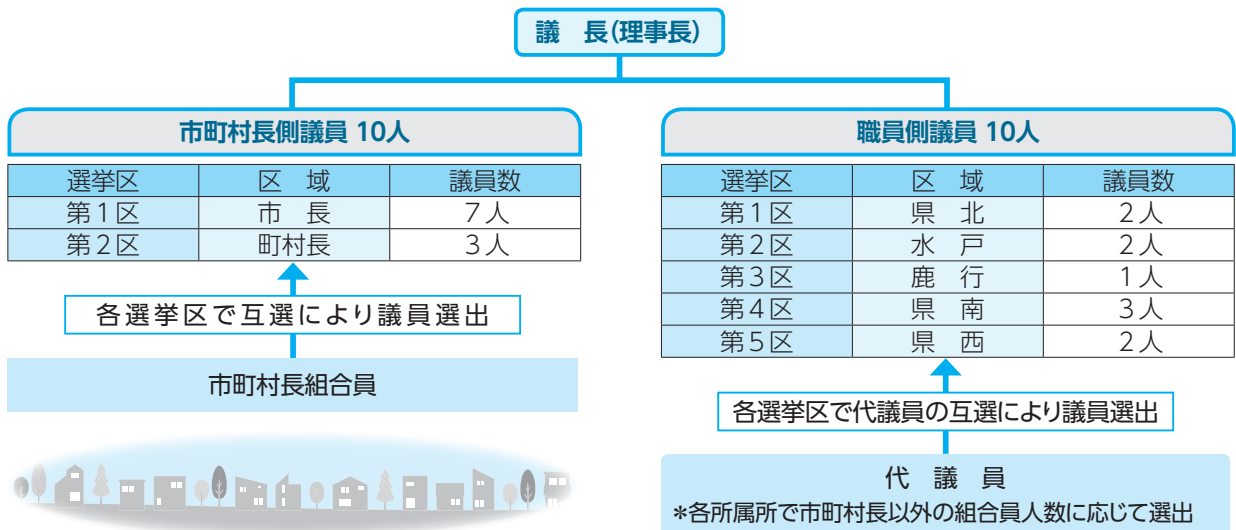
組合員の代表を選ぶ大切な選挙です。選挙の内容については、「いばらき共済」令和4年10月号でお知らせします。



茨城県市町村職員共済組合組合会(議決機関)

組合会は、次のような重要事項を審議し議決します。

- 定款の変更
- 事業計画、予算および決算
- 重要な財産の処分および重大な債務の負担



広報紙「いばらき共済」発行回数・発行月変更のお知らせ

本紙「いばらき共済」は年6回・奇数月に発行していますが、紙資源の削減による環境負荷の低減と配布にかかる負担の低減を図るため、今月号の発行をもって下表のとおり発行回数・発行月を変更いたします。

発行回数は減りますが、今後は当組合ホームページによる各種情報提供を充実させるなど、広報紙とウェブサイト、それぞれの良さを生かした広報を行ってまいります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

▶いばらき共済 発行スケジュール 次回は令和4年10月に発行します。 ●：発行月

年間発行回数	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
変更前 6回	●		●		●		●		●		●	
変更後 4回	●			●			●			●		

お問い合わせ先 総務課 TEL 029-301-1411